

副

本

平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号

原 告 シャムスリほか8396名

被 告 国ほか3名

文書提出命令申立てに対する意見書（補充書）

平成16年12月24日

東京地方裁判所民事第49部 御中

被告国訴訟代理人

黒澤基弘



被告国指定代理人

斎藤繁道



森淳子



岡本典子



山村都晴



藤澤裕介



岩波徳子



工藤二代



相星孝一



中村仁威



森 和 也	代
箕 谷 優	代
齋 藤 敦	代
加 藤 要 太	代
和 田 充 広	代
北 浦 康 弘	代
寒 川 富士夫	代
小 野 協 子	代
小 玉 広 明	代
石 井 菜穂子	代
斎 内 利 光	代
大 槻 充	代
馬 場 将 吉	代
根 井 寿 規	代
石 崎 隆	代
阿 部 康 幸	代
小 川 潔	代
佐 分 利 応 貴	代
柴 谷 昌 宏	代
関 万 里	代

被告国は、原告らの2004年7月2日付け文書提出命令申立書に対し、既に被告国平成16年7月30日付け文書提出命令申立てに対する意見書（以下「被告国7月30日付け意見書」という。）において反論しているところであるが、以下のとおり意見を補充する。

第1 民事訴訟法191条の類推適用について

討議の記録及び借款契約書が民事訴訟法220条3号前段の利益文書に当たらないことは、被告国7月30日付け意見書4ページ以下で述べたとおりである。さらに、利益文書該当性を判断するに当たっては、民事訴訟法191条が類推適用され、公務員の職務上の秘密に関し、公益の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合には、文書提出義務が否定される解される。すなわち、平成10年の改正前の旧民事訴訟法の解釈として、法律関係文書や利益文書について、証人の証言拒絶権に関する諸規定（旧民事訴訟法272条ないし274条及び281条1項）の類推適用により、その文書の提出を拒絶できるというのが通説、判例であった（注釈民事訴訟法(7)84ページ、東京高裁平成元年6月28日決定・判例時報1323号64ページ）。平成10年の民事訴訟法の改正では、この点の解釈について立法的な変更はされておらず（法務省民事局参事官室編・1問1答新民事訴訟法253ページ）、上記解釈は、現行民事訴訟法下でも妥当し、民事訴訟法191、197条の類推適用があると解される（伊藤眞・民事訴訟法補訂第2版365ページ）。

本件の討議の記録及び借款契約書は、被告国7月30日付け意見書の6、7ページで述べたとおり、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書である。したがって、これらの文書は、民事訴訟法191条の類推適用により、文書提出義務が否定される。

第2 「既に公になっている3条件の提出義務」について

原告らは、3条件に関する規定の内容は既に公になっているから、3条件に関する規定はもはや公務上の秘密には該当しないと主張する（原告ら2004年（平成16年）9月15日付け意見書（以下「原告ら9月15日付け意見書」という。）14, 15ページ）。

しかし、平成11年5月17日の参議院行政監視委員会の中で言及されたのは、L/Aに記載された内容の概要であって、R/Dではない（乙B第12号証13ページ）。よって、R/Dについて、「既に公になっている」という原告らの主張は誤りである。R/Dが非公開を前提として作成されたものであることは、平成3年4月22日の参議院決算委員会における川上隆朗政府委員の「非公開を前提に先方政府と取り交わした討議の記録ということでございますので、この場での説明はご容赦願いたいと思います。」という答弁からも明らかである（甲B第24号証14ページ）。

なお、原告らは、被告国は、第6準備書面7, 8ページで、討議の記録（R/D）に3条件があることを認めていると主張する（原告ら準備書面(26)4ページ）。しかし、被告国が上記のとおり述べた理由は、原告らが、求釈明書7ページにおいては、「3条件が、被告日本国を拘束する内容であることを明らかにする上で不可欠な書面」として「討議の記録」の提出を請求していたのに対し、原告ら準備書面(10)10ページにおいては、「交換公文（E/N）....において、移転に対する住民の同意、象の保護等を借款供与の条件として盛り込み、立退を迫られる住民や象に被害が発生しないよう日本政府及びJ B I Cにおいてその履行について監理にあたることを特約する旨記載していた。」と述べており、その主張にそぞが見られたので、被告国が反論するに当たって、その前提となる原告らの主張がR/Dを指すことを確認するために上記のとおり述べたにすぎない。したがって、R/Dに原告らが訴状で主張する条項が設けられたことを認める趣旨ではない。そして、被告国は、参議院行政監視委員会での答弁で明らかにされた趣旨の条項がL/Aに盛り込まれ、その前提とし

て、両国政府間で討議が行われたことは認めている（第1次訴訟答弁書10ページ、第2次訴訟答弁書14ページ）。しかし、このR/Dに原告らのいう3条件が原告らの主張する規定内容（第1次訴訟訴状14ページ、第2次訴訟訴状19、20ページ）で盛り込まれたとは認めていない。

また、L/Aについては、非公開を前提に作成されたものであり、原告らのいう3条件の概要については参議院行政監視委員会の中で示されているが、その具体的文言、位置付けや意味付けについては明らかにされていない。加えて、原告らが主張するところの3条件の履行を確保するための特約（原告ら9月15日付け意見書14、15ページのaないしdの特約）についても明らかになっていない。

よって、「3条件に関する規定の内容は既に公になっているのであるから、3条件に関する規定はもはや公務上の秘密には該当しない。」という原告らの主張（原告ら9月15日付け意見書15ページ）は誤りである。このように、原告らのいう3条件の部分について秘密性がある以上、この部分について一部開示義務が生じる余地もない。

第3 他の案件に関する討議の記録が公開されているという主張について

原告らは、昭和40年に締結された「財産権及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に関連する交換公文に関する討議の記録は公開されているから、本件についても公開すべきであると主張する（原告ら9月15日付け意見書17ページ）。

しかし、討議の記録といつても、様々なものがあり、その性質によって、公開可能なものもあればそうでないものもある。原告らの挙げる上記協定は、円借款に関するものではなく、これを本件と同視することはできない。これまで繰り返し主張しているとおり、本件円借款の討議の記録は、非公開を前提に作成されており、これを公にすることは、相手国の意思に一方的に反することになり、相互の信頼関係を損なうおそれがある。また、その内容を他国が知ること

ととなれば、日本政府が今後行う円借款の交渉に当たって、不利益を生じるおそれがある。したがって、本件の討議の記録は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書（民事訴訟法220条4号）である。

第4 「イン・カメラ手続の必要性」について

原告らは、本件の文書提出命令申立ての審理において、民事訴訟法223条6項のイン・カメラ手続を執ることを求めている（原告ら9月15日付け意見書27ページ）。

しかし、本件円借款の討議の記録が非公開を前提に作成されていることは、前記第2で引用した国会答弁で明らかにされている。よって、その内容を見るまでもなく、討議の記録を公にすると相手国との相互の信頼関係を損ない、今後の円借款の交渉に不利益を生じるおそれがあることは明らかである。

同様に、借款契約は、非公開を前提に借入国から提供された信用情報、融資対象プロジェクトに係る詳細情報等を反映したものであることが明らかである。よって、借款契約が公務員の職務上の秘密に関する文書で、これが公表されると、借入国との信頼関係が毀損される可能性があるばかりか、借入国の信用を毀損したり融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げたりするおそれ等があり、ひいては、外務省の行う円借款案件の検討、相手国との調整・協議に係る業務にも悪影響を与えるおそれがあることは、借款契約の内容を確認しなくても、容易に認定できる。

よって、討議の記録、借款契約のいずれについても、裁判所が民事訴訟法223条6項の手続を用いて内容を確認する必要はない。

第5 結論

以上のとおりであって、本件の文書提出命令申立てに係る文書は、被告国7月30日付け意見書1ないし4ページにおいて述べたとおり、いずれも必要性がない上、文書提出義務もないことは明らかであるから、原告らの申立ては、

速やかに却下されるべきである。